

平戸市ものづくり創業支援事業補助金のご案内

平戸市では、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、医療業、福祉業、サービス業の創業に必要な設備投資に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

○事業区分

	補助対象者	補助金の額
創業支援促進事業	市内に事業所を設置し、又は設置しようとしているもので製造業、情報通信業を営むもの	対象経費の2/3以内(離島地区は3/4以内)で、1事業当たり500万円を限度(対象経費が75万円未満の場合は対象外)。
創業支援事業	市内に事業所を設置し、又は設置しようとしているもので卸売業、小売業(無店舗小売業を除く)、宿泊業、飲食業、医療業、福祉業、サービス業等を営むもの	対象経費の2/3以内(離島地区は3/4以内)で、1事業当たり100万円を限度(対象経費が75万円未満の場合は対象外)。空き店舗等を活用する場合は、200万円を限度(対象経費が150万円未満の場合は対象外)。

※消費税は補助対象外となります。

※国、県、その他団体の補助金を受ける場合は、本補助金との合計補助率は補助対象経費の80%以内(離島地区は85%以内)を限度として補助金を交付します。

○補助要件(各事業共通事項)

- ①金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること
- ②個人の人は実績報告を提出する前日までに市内に住所を有すること
- ③市などが実施する創業セミナー又は創業相談会を受け、適切な事業計画を有しているもの
- ④平成30年3月31日までに事業を完了すること
- ⑤市税等の滞納がない者

○申請期間

平成29年4月1日(土)から平成29年5月31日(水)まで

※予算に達しない場合は、追加募集(6月頃)を行う場合があります。

○申請手続き

補助金の申請から受領までの流れは次のとおりです。

- ・事業開始前に事業承認申請書類をそろえて提出してください。
- ・実績報告書は、事業完了後30日以内または平成30年3月31日のどちらか早い日までに提出してください。

■手続きの流れ

- ①補助金事業承認申請書提出
- ②補助金審査会
- ③補助金交付申請
- ④補助金交付決定通知
- ⑤補助金実績報告書提出
- ⑥補助金交付確定通知
- ⑦補助金交付請求
- ⑧補助金の交付

■必要書類

- ◆補助金事業承認(交付)申請書
 - ①事業承認(交付)申請書
 - ②早期着手予定調書(交付決定前に着手する場合)
 - ③個人の場合は履歴書
法人の場合は定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ④事業計画書
 - ⑤収支予算書
 - ⑥事業内容が分かる書類(見積書、写真、カタログなど)
 - ⑦金融機関の融資決定が分かる書類の写し
 - ⑧創業セミナー・相談会受講確認書
 - ⑨市税等の滞納がないことの証明
 - ⑩その他
- ◆補助金実績報告書
 - ①実績報告書
 - ②事業実績書
 - ③収支精算書
 - ④事業実施が確認できる書類(写真、納品書など)
 - ⑤新規雇用者に係る雇用通知書又は雇用条件が分かる書類の写し(雇用する場合)
 - ⑥新規雇用者に係る履歴書の写し(雇用する場合)
 - ⑦個人の場合は住民票
 - ⑧事業実施に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
 - ⑨その他

※申請書等の様式は、市役所ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ】

平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 近藤・田元
(Tel.22-4111 内線2212・2213)

